

和歌山大学艇庫管理運営規則

制 定 平成 5年 9月28日

最終改正 平成16年 4月 1日

(設置)

第1条 和歌山大学（以下「本学」という。）に課外活動施設として、和歌山大学艇庫（以下「艇庫」という。）を置く。

(目的)

第2条 艇庫は、本学学生の課外活動に使用することを目的とする。

(管理及び運営)

第3条 艇庫の管理運営責任者は、学長とする。

(使用者の範囲)

第4条 艇庫を使用できる者は、本学が認めた課外活動団体及び学長が特に認めた者とする。

(規定の遵守)

第5条 艇庫を使用しようとする者は、この規則を遵守しなければならない。

(使用許可)

第6条 艇庫を使用しようとする者は、あらかじめ、学長に所定の使用許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可の取消)

第7条 学長は、使用を許可した後であっても、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(目的外使用及び転貸の禁止)

第8条 許可を受けた目的以外の使用、又は他に転貸してはならない。

(施設保全義務)

第9条 艇庫の利用者は、施設、設備及び備品等の保全に努めなければならない。

2 艇庫の利用者が、施設、設備及び備品等を破損し、又は亡失したときは、その損害を弁償しなければならない。

(管理事務)

第10条 艇庫に関する事務は、学生支援課が行う。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、艇庫及び艇の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月27日一部改正）

この改正規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月21日一部改正）

この改正規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第157号）

この改正規則は、平成16年4月1日から施行する。